

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-111
処分の種類	許可取消、措置命令等、公園予定地における準用			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第27条第2項、第33条第4項、長野県都市公園条例第18条第2項			
処分の概要	都市公園に関する工事、都市公園の保全等やむを得ない必要が生じた場合における都市公園法の規定に基づく許可取消、効力停止、条件変更、行為中止、工作物等の改築・移転・除却、損害予防、原状回復等の命令 (行為許可に係るもの以外について、公園予定地にも準用)			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○ 都市公園法第27条第2項 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>○ 長野県都市公園条例第18条第2項 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は一般住民の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(条例第9条第1項:要許可行為 → 物品販売・頒布、競技会・集会・展示会等の催事、募金・署名運動、ロケーション等)</p>			
基準の制定根拠	都市公園法第27条第2項、長野県都市公園条例第18条第2項			